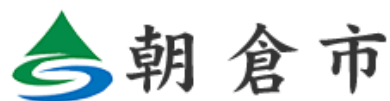


# 朝倉市在宅高齢者サービス一覧



令和6年4月

朝倉市では、住み慣れた地域で、いつまでも健やかに暮らしていただくことを目指して、介護予防・日常生活支援総合事業（略称：総合事業）を実施しています。

この事業は、65歳以上のすべての方の介護予防を目的とし、一人ひとりの状態に合わせて介護予防や生活支援のサービスを実施するものです。総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。「介護予防・生活支援サービス事業」は要支援1・2の方が対象の事業ですが、要介護認定を受けていなくても、基本チェックリストにおいて事業対象者と判定されればサービスを利用することができます。「一般介護予防事業」はどなたでも参加できます。住み慣れた地域で、自分らしく生活するためにも【総合事業】を利用して積極的に介護予防に取り組みましょう。

また、在宅生活において支援が必要になってきた方を支える為に、【在宅高齢者福祉サービス】を実施しています。朝倉市内に住所を有する方を対象に実施している事業で、事業によって年齢や要介護度、課税状況等の要件があります。

|                   |   |
|-------------------|---|
| 元気な<br>65歳以上の方    | <b>総合事業（一般介護予防事業）</b><br>●介護予防サポーター養成講座、筋力トレーニング事業 など |
| 事業対象者<br>要支援1・2の方 | <b>総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）</b><br>●通所型サービスC、訪問型サービスA など |
| 在宅生活に支援<br>が必要な方  | <b>在宅高齢者福祉サービス</b><br>●食の自立支援事業、緊急通報システム など           |

## 総合事業（一般介護予防事業）

### 元気な方!地域の為、人の為に役立ちたい!

- ①介護予防サポーター養成講座 …P3
- ②介護予防ポイント事業 …P3
- ③ステップリーダー養成講座 …P3

### 自立した生活を送るため、生きがい活動や健康づくりの活動に参加したい!

- ④高齢者筋力トレーニング事業 …P4
- ⑤健康づくりサポート事業 …P4
- ⑥いきいき健康クラブ、いきがいデイサービス …P4
- ⑦地域ミニデイ(サロン) …P5
- ⑧ステップ運動教室 …P5
- ⑩元気クラブ(通所型サービスC等の後に通う通いの場) …P6

## 総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）

### 生活の一部で支援が必要になってきた方

- ⑨通所型サービスC(短期集中型の通所型サービス) …P5
- ⑩訪問型サービスA(緩和した基準のホームヘルプサービス) …P6

## 在宅高齢者福祉サービス

### 生活の一部で支援が必要な方

- ⑫食の自立支援事業(配食サービス) …P6
- ⑬緊急通報システム貸与事業 …P7
- ⑭生活管理指導短期宿泊事業 …P7
- ⑮住宅改造補助事業 …P7
- ⑯介護用品給付事業 …P8
- ⑰緊急情報キット(おたすけキット)配布事業 …P8
- ⑱高齢者等あんしん見守りシール交付事業 …P8
- ⑲朝倉市認知症高齢者等 SOS ネットワーク事前申請事業 …P9

## その他

- ・お問い合わせ・各種申請手続き …P 9
- ・在宅高齢者サービス利用対象者一覧 …P10
- ・朝倉市地域包括支援センター …P11

## ①介護予防サポーター養成講座

### ◆事業内容

市が実施する介護予防を目的とした地域での通いの場において、運営のお手伝いをしていただくサポーターを養成します。また、地域でサロン等の通いの場を運営している方など介護予防について学びたい方も受講できます。養成講座を修了された方には「介護予防サポーター認定証」を発行します。

### ◆参加できる方

市内在住の60歳以上の方で介護予防サポーターの活動が可能な方

### ◆実施内容

講義4回と実技8回

- ・講義：「低栄養予防」や「介護の現状と介護予防の必要性」などの4講座
- ・実技：通所型サービスC「元気になる学校」の会場

### ◆問い合わせ先

朝倉市役所介護サービス課 TEL 22-1116

## ②介護予防ポイント事業

### ◆事業内容

介護保険施設等でボランティア活動を行ったり、介護予防教室等に参加することでポイントを貯め、貯めたポイントを1年間に1度、現金に交換できる事業です。

### ◆参加できる方

市内在住の65歳以上の方

### ◆ポイントについて

ポイントを貯める期間は、毎年8月から翌年の7月までです。

ポイントは、1年に最高5,000ポイント（50スタンプ）まで貯めることができます。

### ◆問い合わせ先

朝倉市役所介護サービス課 TEL 28-7590

## ③ステップリーダー養成講座

### ◆事業内容

ステップ運動の指導を通して、受講者本人の健康の保持増進や介護予防及び朝倉市保健事業の協力者または地域住民の健康づくりのサポーターとして活動するステップ運動指導者を養成します。

### ◆参加できる方

市内在住の方で養成講座修了後も地区教室等でステップ運動に関する活動が可能な方

### ◆実施内容

「運動に必要な知識」や「運動プログラムの進め方」などの研修を約8回受講します。

### ◆問い合わせ先

朝倉市役所健康課 TEL 22-8571

#### ④高齢者筋力トレーニング事業

##### ◆事業内容

高齢者の転倒骨折等の防止及び加齢に伴う運動機能低下の観点から、負荷量の微調整が可能な高齢者向けに改良されたトレーニング機器を使用し、運動機能の維持及び向上に資する高齢者筋力トレーニングを実施します。

##### ◆参加できる方

65歳以上の方

##### ◆会場・参加費・問い合わせ先

(1) 朝倉老人福祉センター

3か月22回 2,500円 朝倉市社会福祉協議会 TEL 52-0154

(2) いしずえ荘

3か月22回 2,400円 社会福祉法人朝倉恵愛会 TEL 52-9030

※詳しくは、朝倉市社会福祉協議会または、社会福祉法人朝倉恵愛会へお問い合わせください。

#### ⑤健康づくりサポート事業

##### ◆事業内容

④高齢者筋力トレーニング事業と同じ

##### ◆参加できる方

65歳以上の方で高齢者筋力トレーニング事業に参加し、終了した方

##### ◆会場・参加費・問い合わせ先

(1) 朝倉老人福祉センター 1回 340円 朝倉市社会福祉協議会 TEL 52-0154

(2) いしずえ荘 1回 340円 社会福祉法人朝倉恵愛会 TEL 52-9030

※詳しくは、朝倉市社会福祉協議会または、社会福祉法人朝倉恵愛会へお問い合わせください。

#### ⑥いきいき健康クラブ(通所型介護予防普及啓発事業)

##### ◆事業内容

1週間に1回の通所による介護予防型のデイサービスです。簡単な運動や栄養・お口に関する講座、趣味活動、レクリエーションなどを行います。

##### ◆参加できる方

65歳以上の方で介護保険法に規定する要支援又は要介護認定を受けていない方

##### ◆会場・参加費・問い合わせ先

(甘木地区) 卑弥呼ロマンの湯 1,920円/月(うち、入館料420円/月)

(朝倉地区) 朝倉老人福祉センター 1,500円/月

(杷木地区) 杷木老人福祉センター 1,500円/月

##### ◆問い合わせ先

いきいき健康クラブ(卑弥呼ロマンの湯内) TEL 21-8802

## ⑦地域ミニデイ(サロン)

### ◆事業内容

地域の自治公民館等に集い、健康体操や会食、レクリエーションなどの活動を行います。孤立、閉じこもりの防止や健康増進を図ることを目的として実施します。

### ◆参加できる方

おおむね65歳以上の方で、閉じこもりがちな方や活動性が低い虚弱な高齢者など

### ◆会場

各地域コミュニティセンターや自治公民館など市内112会場（令和6年2月末現在）

### ◆問い合わせ先

社会福祉法人朝倉市社会福祉協議会 Tel 22-7834

## ⑧ステップ運動教室

### ◆事業内容

場所を選ばず、一人でも多人数でも実施できる、有酸素トレーニングと筋力トレーニングを兼ね備えたもので高齢者の介護予防に有効な運動です。コミュニティセンターや自治公民館等で開催されています。

### ◆参加できる方

どなたでも参加できます（医師により運動を禁止されていない方）

### ◆問い合わせ先

朝倉市役所健康課 Tel 22-8571

## ⑨通所型サービスC(短期集中型の通所型サービス)「元気になる学校」

### ◆事業内容

ご自宅で出来るだけ自分らしく生活が出来るように、短期集中（4か月から6か月間）でリハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士等）が関わり、セルフケアをとり入れながら、機能訓練を行います。

～1日の流れ(例)～

自宅までお迎え→看護師による問診・健康チェック→リハ職による一人一人にあった運動→みんなで昼食→入浴（希望者のみ）→買い物リハビリ→自宅までお送り

### ◆利用できる方

介護保険法に規定する要支援1・2の方、または地域包括支援センターの職員が訪問し、基本チェックリストを行い事業対象者になった方

### ◆会場・開催曜日・時間・利用料

|                    |   |
|--------------------|---|
| （甘木地区）卑弥呼ロマンの湯     | 毎週水曜日 10:00～14:00<br>500円/回 ※昼食代、入浴代は実費 |
| （朝倉・杷木地区）久喜宮集落センター | 毎週火曜日 10:00～14:00<br>500円/回 ※昼食代、入浴代は実費 |

### ◆問い合わせ先

朝倉市役所介護サービス課 Tel 28-7590 または、各地域包括支援センター

## ⑩元気クラブ

### ◆事業内容

介護予防サポーター（ボランティア）と一緒に楽しく運動等を行いながら介護予防を行います。  
～1日の流れ（例）～  
公民館等までお迎え→看護師による問診・健康チェック→介護予防サポーターによる運動等  
→みんなで昼食→買い物ハビリ→自宅までお送り

### ◆利用できる方

通所型サービスCまたは訪問型サービスCを終了した方

### ◆会場・開催曜日・時間・利用料

（甘木地区） 卑弥呼ロマンの湯 毎週金曜日 10:00～13:00 200円/回  
（朝倉・杷木地区） 久喜宮集落センター 毎週木曜日 10:00～13:00 200円/回  
※どちらも昼食代実費

## ⑪訪問型サービスA（緩和した基準のホームヘルプサービス）

### ◆事業内容

身体介護を伴わない生活支援サービス（掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理、買い物、一般的な調理等）を市から委託を請けたシルバー人材センターの会員が行います。

### ◆利用できる方

介護保険法に規定する要支援1・2の方、または地域包括支援センターの職員が訪問し、基本チェックリストを行い事業対象者になった方で、単身または同居家族に障害・疾病などがある方（本人や家族が家事を行うことが困難な場合に限る）

### ◆利用制限・利用料

・事業対象者 週1回まで 230円/回      ・要支援1 週1回まで 230円/回  
・要支援2 週2回まで 230円/回      ※1回1時間以内

### ◆問い合わせ先

朝倉市役所介護サービス課 TEL 28-7590 または、各地域包括支援センター

## ⑫食の自立支援事業（配食サービス事業）

### ◆事業内容

高齢者向けに塩分とカロリーを控えたお弁当を年間を通じ宅配しています。昼食・夕食を実施しています。

### ◆利用できる方

65歳以上の単身又は高齢者のみの世帯で心身の状況や置かれている環境により、食の確保が困難な高齢者。（車の運転をしている方や隣接地又は同一敷地内に子の世帯が居住している場合は対象外となります。）事前に担当地域の包括支援センター職員が訪問調査に伺い、聞き取りを行います。

### ◆利用者負担金

1食あたり470円

### ◆問い合わせ先

朝倉市役所介護サービス課 TEL 28-7590 または、各地域包括支援センター

### ⑬緊急通報システム貸与事業

#### ◆事業内容

24時間見守り体制を整えたコールセンターにつながる装置を貸与します。設置した装置により専門スタッフによる相談受付や緊急時の消防署や協力員、緊急連絡先への連絡を行います。原則として固定電話回線のある方が対象となります。

#### ◆利用できる方

65歳以上の単身又は高齢者のみの世帯で命に関わる病気を患っている方。または、85歳以上の方で日常生活において常時見守りが必要な方。事前に担当地域の包括支援センター職員が訪問調査に伺い、聞き取りを行います。

#### ◆利用者負担

無料

#### ◆問い合わせ先

朝倉市役所介護サービス課 TEL 28-7590 または、各地域包括支援センター

### ⑭生活管理指導短期宿泊事業

#### ◆事業内容

何らかの支援が必要な高齢者の家族が不在となる場合などに、施設に短期宿泊を行うことで本人及び家族の負担を軽減します。

6か月の間に7日以内で利用できます。宿泊先は、いしずえ荘または日迎の園です。

#### ◆利用できる方

65歳以上の方で介護保険法に規定する要支援又は要介護認定を受けていない方（かかりつけ医による診療情報提供書が必要です。）

#### ◆利用者負担（1日あたり）

- ・個室：施設サービス費555円、居住費及び食費2,616円
- ・多床室：施設サービス費555円、居住費及び食費2,300円

\*生活保護世帯は施設サービス費が無料

#### ◆問い合わせ先

朝倉市役所介護サービス課 TEL 22-1116

### ⑮住宅改造補助事業

#### ◆事業内容

介護保険の住宅改修に上乗せで補助します。介護保険の住宅改修の上限20万円を超えるものが対象となります。内容については、着工前にご相談ください。

#### ◆利用できる方

介護保険法に規定する要支援又は要介護認定を受けた方で同居者全員が所得税及び住民税非課税世帯に属する方

#### ◆補助額

上限30万円

#### ◆問い合わせ先

朝倉市役所介護サービス課 TEL 28-7590

## ⑩介護用品給付事業

### ◆事業内容

紙おむつ、尿取りパッド等の現物支給を行います。

### ◆利用できる方

在宅で生活する要介護4又は5の認定を受けた方で同居者全員が住民税非課税の方

### ◆給付額

4,000円/月

### ◆問い合わせ先

朝倉市役所介護サービス課 TEL 28-7590

## ⑪緊急情報キット(おたすけキット)配布事業

### ◆事業内容

自分の基本情報、緊急連絡先、かかりつけ医や持病などをあらかじめ緊急情報シートに記入しておきます。急病や災害などの緊急時に救急隊員などが、おたすけキットの情報をもとに適切な処置をすることができます。

### ◆利用できる方

1. 65歳以上の方、2. 介護保険の認定を受けている方、3. 障害者手帳を持っている方  
本人の利用申請が必要です(代理でも可)。※代理での申請の場合は、申請書に個人情報提供の同意確認のため、本人の署名又は押印が必要です。

### ◆問い合わせ先

朝倉市役所介護サービス課 TEL 22-1116 福祉事務所障がい者福祉係 TEL 28-7551

### ◆申請・配布場所

市介護サービス課(本庁2階)、市福祉事務所(本庁地下階)、朝倉支所・杷木支所市民窓口(1階)

## ⑫高齢者等あんしん見守りシール交付事業



### ◆事業内容

認知症などが原因で行方不明になって発見・保護されたとき、家族へ迅速に連絡が取れるよう  
にあんしん見守りシールを無料で配布しています。

#### 【あんしん見守りシールとは】

QRコードを読み取ることで、登録された本人の情報を確認することができるシールです。  
衣服や持ち物などに貼り付けて使用します。このシールを貼り付けている人が行方不明になった  
際、発見者がQRコードを読み取ると、その情報が行方不明者の家族へ送信されます。これによ  
り発見から保護、お迎えまで迅速な対応につながります。

### ◆利用できる方

市に住民票があり、在宅生活をしている方で、認知症などにより行方不明になる恐れがある方  
※行方不明発生時に備え、朝倉市認知症高齢者等SOSネットワーク事前申請をあわせて行うこと  
も条件です。

### ◆問い合わせ先

朝倉市役所介護サービス課 TEL 22-1116



## ⑱朝倉市認知症高齢者等 SOS ネットワーク事前申請事業

### ◆事業内容

認知症による徘徊などで高齢者等が行方不明になった場合に、ご家族などからの申請に基づき、地域の関連機関（市町村・警察・協力機関）に行方不明者の情報を知らせ、発見・保護につなげる認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業を実施しています。行方不明になる恐れがある高齢者等を事前に市に登録することで、早期発見や発見後の迅速な身元確認ができます。

### ◆利用できる方

市に住民票があり、在宅生活をしている方で認知症などにより行方不明になる恐れのある高齢者等

### ◆問い合わせ先

朝倉市役所介護サービス課 Tel 2 2 - 1 1 1 6、朝倉市役所防災交通課 Tel 2 8 - 7 5 5 4

※登録時には、申請者の印鑑とご本人の写真を2枚（顔写真1枚、全身写真1枚）をお持ちください。

## お問い合わせ・各種申請手続き

### ◆本 庁

#### 朝倉市役所介護サービス課高齢者支援係

住 所：朝倉市菩提寺412番地2

電話番号：0946-28-7590

0946-22-1116

### ◆朝倉支所

#### 朝倉支所 市民窓口係

住 所：朝倉市宮野2046番地1

電話番号：0946-52-1114

### ◆杷木支所

#### 杷木支所 市民窓口係

住 所：朝倉市杷木池田483番地1

電話番号：0946-62-1950

## ☆在宅高齢者サービス利用対象者一覧

| ○…サービス利用可能<br>●…サービス利用には条件あり<br>▲…ご相談ください |                               | 介護認定を受けていない方 |       | 介護認定を受けた方 |     |
|---|-------------------------------|--------------|-------|-----------|-----|
|   |                               | 自立者          | 事業対象者 | 要支援       | 要介護 |
| 総合事業<br>一般介護<br>予防事業                      | ①介護予防<br>サポーター養成講座            | ○            |       |           |     |
|   | ②介護予防ポイント事業                   | ○            | ○     | ▲         | ▲   |
|   | ③ステップリーダー養成講座                 | ○            |       |           |     |
|   | ④高齢者<br>筋力トレーニング事業            | ○            | ○     | ▲         | ▲   |
|   | ⑤健康づくりサポート事業                  | ○            | ○     | ▲         | ▲   |
|   | ⑥いきいき健康クラブ                    | ○            |       |           |     |
|   | ⑦地域ミニデイ                       | ○            | ○     | ○         | ▲   |
|   | ⑧ステップ運動教室                     | ○            | ○     | ○         |     |
|   | ⑩元気クラブ                        | ●            | ●     | ●         | ▲   |
| 総合事業                                      | ⑨通所型サービスC<br>(短期集中型の通所型サービス)  |              | ○     | ○         |     |
| 介護予防生活支<br>援サービス事業                        | ⑪訪問型サービスA<br>(緩和した基準の訪問型サービス) |              | ○     | ○         |     |
| 高齢者福祉<br>サービス                             | ⑫食の自立支援事業<br>(配食サービス事業)       | ●            | ●     | ●         | ●   |
|   | ⑬生活管理指導短期宿泊事業                 | ●            | ●     |           |     |
|   | ⑭緊急通報システム事業                   | ●            | ●     | ●         | ●   |
|   | ⑮住宅改造補助事業                     |              |       | ●         | ●   |
|   | ⑯介護用品給付事業                     |              |       |           | ●   |
|   | ⑰緊急情報キット<br>(おたすけキット) 配布事業    | ○            | ○     | ○         | ○   |
|   | ⑱高齢者等あんしん見守り<br>シール交付事業       | ○            | ○     | ○         | ○   |
| ⑲朝倉市認知症高齢者等 SOS<br>ネットワーク事前申請事業           | ○                             | ○            | ○     | ○         |     |

# 朝倉市地域包括支援センター



## 在宅介護に関する相談、各種申請代行

お困りごと、相談ごとがある方は、『地域包括支援センター』にご相談下さい。

『地域包括支援センター』は、高齢者の方やその家族のさまざまな相談（健康、福祉、高齢者虐待、権利擁護、要支援1・2の方のプラン作成など）を受け付け、総合的に支援するために設けられた、高齢者のみなさんのための相談窓口です。高齢者のみなさんが、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、介護、福祉、医療などさまざまな関連機関と連携し、必要なサービスが受けられるよう調整を行います。

相談は無料です。お気軽にご相談下さい。

### 地域包括支援センター

#### ◆秋月・甘木地域包括支援センター

担当圏域：秋月・甘木中学校区

受託法人：社会福祉法人 寿泉会（朝倉市菩提寺183-53 ラ・パス内）

電話番号：0946-23-1322



#### ◆南陵・十文字地域包括支援センター

担当圏域：南陵・十文字中学校区

受託法人：社会福祉法人 宏志会（朝倉市城859 きらく荘内）

電話番号：0946-21-1837

#### ◆比良松・杷木地域包括支援センター

担当圏域：比良松・杷木中学校区

受託法人：社会福祉法人 朝倉恵愛会（朝倉市入地2262-1 いしずえ荘在宅部内）

電話番号：0946-23-8823